

○設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付要綱

平成28年 3 月28日

告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、愛知県立田口高等学校(以下「田口高校」という。)の魅力を高め、田口高校を存続させていくための施策として実施する設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、設楽町補助金等交付規則(平成17年設楽町規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象経費は、田口高校に在学する生徒が、別表の技能審査を受験した場合の検定料相当額とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、補助金の交付申請時に田口高校の生徒であり、かつ別表の技能審査を受験した者とする。ただし、他の機関等から同資格等取得に対する補助を受けていない者に限る。

(補助金額等)

第 4 条 補助金の額は、当該資格試験の検定料相当額とする。

(申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該技能審査の受験の日から 6 カ月以内に、設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付申請書(様式第 1。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該資格受検料払込に係る領収書の写し
- (2) 申請者が技能審査を受験したことを証する書類の写し
- (3) 田口高校生であることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(交付の決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、内容を適当と認めたときは、設楽町田口高校生資格等取得支援事業補

助金交付決定通知書兼額の確定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、申請者に対して条件を付することができるものとする。

(交付申請の取り下げ)

第7条 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに申請を取り下げることができる。この場合においては、当該補助金の交付決定はなかったものとする。

(補助金の交付等)

第8条 第6条の交付決定等を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金請求書(様式第3)により、速やかに補助金の請求をしなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

(1) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件又は町長の指示に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(検査等)

第10条 町長は、補助対象者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

2 補助対象者は、当該事業にかかる収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を整理し、補助事業の完了年度の翌年度から5か年間保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月1日告示第34号)

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表(第2条、第3条関係)

田口高校が単位を認定する技能審査の種類

技能審査名	等級及び基準
日本漢字能力検定	2級以上
硬筆書写技能検定	2級以上
毛筆書写技能検定	2級以上
実用英語技能検定	3級以上
TOEIC	350点以上
日本農業技術検定	2級以上
危険物取扱者	乙種又は丙種
測量士補	
FFJ検定	特級位
全国高等学校家庭科食物調理技術検定	2級以上
数学検定	3級以上
エコ検定	

様式第1（第5条関係）

年度設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

設楽町長 様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

年度における設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付要綱第5条により、関係書類を添えて申請します。

なお、当該資格取得または認定について、他の機関等から同資格取得に対する補助金は受けていません。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 当該資格受検料払込に係る領収書の写し
- (2) 申請者が技能審査を受験したことを証する書類の写し
- (3) 田口高校生であることを証する書類
- (4) その他町長が必要と認めた書類

様式第2（第6条関係）

年度設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付決定書
兼額の確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

設楽町長

年 月 日付で交付申請のあった 年度設楽町田口高校生資格等
取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定します。

記

1 補助金の額
金 円

2 補助金交付の条件

- 補助金の対象となる事業内容は、交付申請書に記載されたとおりとする。
- 事業に実施にあたっては、関係法令、設楽町補助金等交付規則及び設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。

様式第3（第8条関係）

年度設楽町田口高校生資格等取得支援事業補助金請求書

年 月 日

設楽町長 様

請求者

住所

氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった設楽町田口
高校生資格等取得支援事業補助金を請求します。

記

補助金請求額

金

円

振込口座

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	支店
口座種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義		